

令和 7 年 5 月 1 6 日
第 1 回半田市障がい者自立支援協議会

和 7 年度第 1 回半田市障がい者自立支援協議会会議録

	令和 7 年 5 月 1 6 日（金） 1 3 時 3 0 分～ 1 5 時 1 5 分 半田市役所 5 階市議会全員協議会室
欠席者	【委員 2 名】 No. 3 藤田理格委員、No. 7 大田優子委員 【市側出席者 1 名】 No.14 加藤恵（半田市障がい者相談支援センター長）
司会（地域福祉課長）	1. 開会 ・開会宣言 ・委員等の欠席等の報告（委員欠席 2 名、市側出席者 1 名） ・会議の成立報告（委員 20 名中、18 名の出席があり、成立要件の過半数の出席が足りているため会議が成立していることを報告）
司会（地域福祉課長）	2. 委嘱状交付 任期令和 7 年度から令和 9 年度の 3 年間 3. 委員・市側出席者自己紹介
司会（地域福祉課長）	4. 会長・副会長選出 （半田市障がい者自立支援協議会設置要綱第 6 条第 1 項の規定により会長及び副会長は委員の互選により定める） 岡崎委員より、会長に吉川真由美委員、副会長に立石佳輝委員を推薦する発言があり、そのほかの意見はなく、満場一致により決定 ・会長就任挨拶 日本福祉大学の吉川です。 ソーシャルワーカーは自己開示を行うことで信頼関係を築けるという神話がありますので、少し時間をいただき自己開示を行ったうえで協議会を進めていきたいと思っています。 半田市で育ち、市内小中学校を卒業し、学生時代のアルバイト、卒業後に一ノ草病院で精神保健福祉に従事、半田市社会福祉協議会で相談員業務に従事するなど仕事も含め半田市と深く関わってきました。そのほか、西尾市で法人を立ち上げ B 型事業所の運営、地域においては当事者やご家族の方と関わることもしてきています。私自身が当事者の家族でもあり、支援届ける側、受ける側、いろいろな経験をさせていただいて現在の私があるのだと思っています。 （委員名簿に）私の立場が「学識経験者」と記載がありますが、日本福祉大学に着任 3 年目であり、皆さまがイメージする「学識経験者」の知見というものは充分ではないかもしれませんが、今までの実践、経験から自分の言葉でこの協議会に参加できればと考えていますので、よろしくお願いします。

	ただし、2 年の間現場を離れており、現場の大変さやリアルな実践からは遠のいていますので、委員の皆さまからのお話を聴き、必要な方に必要な支援を届ける仕組みを協議する場としていきたいと考えています。 協議会の議事録を見ますと、せっかく制度や仕組みがあるのに（当事者に）うまく届いていない課題が共有されているように感じました。この協議会を「ただの話し合いの場」ではなく、課題を解決し、必要な支援を届けていける（実効性のある）協議会にしていきたいと考えていますので、皆さま、ご協力をお願いします。
議長（吉川会長）	5. 議事 （半田市障がい者自立支援協議会設置要綱第 7 条第 1 項により、協議会の会議の議長は会長になることに規定） ・傍聴希望者（1 名）があり、会議の傍聴の可否について協議、満場一致で認めることと決定（会議の趣旨上、協議内容が個人情報に及ぶ可能性があるため、その場合は退出※傍聴者の録音等は不可） （1）協議事項 ① 半田市障がい者自立支援協議会について 設置根拠及び目的について 令和 7 年度協議会体制 について
事務局	資料 1－1、1－2 に基づき説明 ・ 設置根拠及び目的について P 1 ～ 3 ・ 令和 7 年度協議会体制について P 4 （半田市障がい者自立支援協議会設置要綱第 8 条第 2 項により専門部会は全体会において決定すると規定されているが、令和 6 年度体制時から変更ないことを説明し、委員からの質疑・意見ないことにより従前体制の継続） 【質疑なし】
◎ 議長 （吉川会長）	・専門部会長の選出 部会構成は、令和 6 年度から変更なし。（就労部会、子ども部会、権利擁護部会、地域づくり部会の 4 部会） 部会長の選任については、半田市障がい者自立支援協議会設置要綱第 8 条第 3 項に会長任命によるものと規定） 会長が就労部会、部会長に立石佳輝委員、子ども部会、部会長に藤田理格委員、権利擁護部会、部会長に金森大席委員、地域づくり部会、部会長に、岡崎将司委員に任命
◎ 議長 （吉川会長）	（2）報告事項 会長から部会等長及び事務局に説明を求める。

就労部会 (立石部会長)	資料に基づき説明（資料 P 5） R6 年度取組み報告 ・年 3 回の本会、お仕事ガイダンス（子ども部会と共催）、障がい者雇用フォーラム、企業見学と就労体験などの取組みを実施。半田商工会議所の協力を得て障がい者雇用にかかるチラシを（会議所）会員向けに配付。年々、市民や事業者の参加が増えており、特に就労支援 B 型利用者を主に実施した、企業見学会と就労体験については参加者が増加している。募集は当事者、利用事業所へ直接案内したほか、相談員にも協力してもらったことで、参加の増に繋がったと感じている。 R 7 年度活動予定（資料 P 6） ・障がい者雇用フォーラムは実施しない。圏域（というワーク）での実施事業に参加する。そのほかのお仕事ガイダンスなどは実施予定。 ・令和 7 年 10 月開始の就労選択支援について、円滑な実施に向け取り組んできたが、今年 4 月に実施した研修の結果も踏まえ、半田市単独で取り組んでいくことに限界があり、圏域全体での仕組みづくりを進めていくことを考えている。
子ども部会（事務局）	資料に基づき説明（資料 P 7） R 6 年度取組み報告 ・市内事業所の職員を対象に階層別の研修を実施 ・障がいのある子どもの将来の働く姿をイメージしてもらうことを目的にお仕事ガイダンスを開催（就労部会と共催） ・放課後支援ガイダンス（小学校就学後の放課後の支援の説明会、主に年長児の保護者を対象） など保護者にも幅広く情報提供ができた。 R 7 年度活動予定（資料 P 8） R6 同様、各種研修会の実施や情報提供の機会の事業を実施していく。中でも事業所見学会やお仕事ガイダンスなどは、開催時期や開催方法を見直すなどし、より参加しやすくなるよう改善に努める。 ・幼稚園、保育園と児童発達支援事業所の併用児が増加しており、それぞれで行っている支援を今まで以上に連携して行えるよう連携会議（R6 開始）を行い情報共有とその連携に努める。
権利擁護部会 (金森部会長)	資料に基づき説明（資料 P 9 ～P11） 当事者にどのように情報を伝えていかに着目して取り組みを進めてきた。 「権利擁護」は言葉だけでは伝わりづらいところもあり、合理的配慮の事例を収集し、冊子をつくったほか、研修や市のイベントでその周知や啓発に努めてきた。 令和 6 年度として特に保育園における障がい理解イベントを、市内 2 保育園で

権利擁護部会 (金森部会長)	実施した。事業所利用の当事者もスタッフとして参加し、イベントを通じて園児や園職員の障がいへの理解（啓発）を目指したところであるが、子どもたちには身体障がいの目に見える障がいでないという理解が難しい結果となった。（精神、発達、療育は「障がい」を捉えることが難しい。）そのため、わかりやすく、「ふくし共育」寄った内容が必要ではないか、との意見も出た。令和 7 年度は昨年度の取組みの結果も踏まえ、事業の内容を精査し、改善していく。
地域づくり部会 (岡崎部会長)	資料に基づき説明（P11～P12） 地域づくり部会は組織改編を行い令和 6 年度から設置された部会で、対応範囲が広いため、昨年度は取組みの柱を①から③の 3 本に定め、取組みを進めてきた。 ① にも包括⇒「こころのサポーター養成研修」を開催。予防、保健の趣旨が強いと判断し令和 7 年度以降は自立支援協議会では実施しないもの。 ② 地域生活支援拠点等の機能強化（緊急の定義）⇒国の方針で統計を取っていく必要があり、「緊急」の定義にかかる協議を行った。地域の計画相談事業所と連携し、今後は件数等の把握や個別事案の事例検討を行う内容など調整を進めていく。 ③ 福祉人材の確保と育成⇒障がい福祉の分野に限ったことではないが、喫緊の課題であり、また、各事業所の頑張りに頼るのではなく公的に支援を行いながら福祉の人材確保ができる仕組みづくりを検討する。「就職フェア」ではなく、まずは「ふくしの仕事」を知っていただく機会として昨年 11 月にイベントを開催した。 昨年度の取組みの結果を踏まえて、P11 の令和 7 年度の活動内容について話し合いを行い、広い範囲の中から、優先すべき事業を抽出し、実践していく形で取り組んでいく。③福祉人材の確保・育成については、昨年度の周知、啓発の段階から今年度は就職に繋がる「就職フェア」のような形で今年度は開催予定。 取組みの内容について、ご意見をいただきながら都度、検討、改善を行い実施していきたい。
地域移行に関する 検討会（加藤委員）	資料に基づき説明（P19～P20） 令和 6 年度から（部会から）検討会となった。地域移行をよりスムーズに行うためにどのような方法があるか、模索するという点で活動をしている。そのために、まず状況を詳しく抽出し、実情把握を進めている。これまで病院や施設を訪問し実情をしっかりと把握することに取り組んできたため、訪問先のスケジュールや状況に合わせてタイミングを見測る必要があり調整に時間がかかる等の課題もあったが、昨年度はある病院の協力を得て 1 2 名の方の聴き取りを行った。結果、明らかになった課題としては、当事者の高齢化や、6 0 代後半のある方については身体機能

地域移行に関する 検討会（加藤委 員）	に問題はないが、認知症を発症し暴力（他害）行動がある。介護保険の適用だが、移行後、介護サービスで暴力行為のある方の受け皿がないという状況、また、高齢化により当事者の親、きょうだいなどキーパーソンになる方が高齢化しその役割が甥、姪にあたる方などに移ったが親やきょうだいと同様の協力が求められない、介護保険は利用量の増加に自己負担も伴うため制度の建付けなどの理由から退院ができない状況が捉えられた。今後はケアマネージャーなどの協力を得ながらどのように支援を繋いでいくか検討していく。 令和 7 年度も引き続き圏域の病院等に訪問し実情把握を行うとともに、精神疾病で入院されている方が「退院」という言葉に「不安」や「期待」を感じ、治療等に影響を及ぼす可能性もあり、病院の負担のないように進めていけたらと考えている。施設入所者に対してのアンケート調査は負担が大きく結果に繋がらない点もあったため、認定区分調査に合わせて地域移行への意思の聴き取りを行い、適切に支援を届けていく。
医療的ケア支援に 係る検討会（事務 局）	資料に基づき説明（資料 P 1 3 ～P 1 4） 令和 6 年度については、例年通り検討会を年に 2 回開催し、市で把握している医療的ケアが必要な子どもの情報・状況を共有。現在半田市では 26 名の方を把握している。状態としては様々（気管切開を行っている、人工呼吸器を使用している、インスリンの自己注射など）であるが、昨年度は出生時から医療的ケア支援を必要とする 1 歳前後の低年齢の子どもが多い状況が生じており、その子どもが長じて地域の保育園や小中学校に就園、就学を希望された場合の受け入れ体制について（検討会で）議論された。その中で、先を見据えた検討の必要性について、関係機関での共通の課題として認識を持つことができた。そのほか、日常生活用具給付事業（地域福祉課事業）の品目として非常用電源装置を追加し、電源が必要な医療デバイスを必要とする医療的ケア者（児）の災害時の備えについても一歩進めることができた。 令和 7 年度について、前年度同様に状況把握に努めるとともに、地域の園、学校での受け入れ拠点整備について一歩進めた検討をしたいと考えている。また、医療的ケア児の災害時の備えとして作成している個別避難計画があるが、当初作成時から期間を経て状態像や環境に変化を生じている方もいると推測されることから順次内容の更新を図っていきたい。
行動障がいに係る 支援体制検討会 （事務局）	資料に基づき説明（資料 P15～P16） 令和 6 年度は広く「基本的な内容の基礎研修（8 月に実施、9 月にフォローアップを 2 回）、より深い内容の実践研修（5 月に実施、6 月にフォローアップ、）を行った。 専門家派遣事業は事業所の希望により検討会のメンバーを派遣する市独自

	で実施しているもので令和5年度は2事業所に対して実施したが令和6年度については実施なし。今後も希望に応じて対応していく。 令和6年度の（国の）報酬改定に伴い、これまで市独自で専門家派遣事業（の建付け）を整えてきたが、（国の）新たな枠組みとして困難ケースに対する集中的支援が設定された。しかしながら現状は制度のみが先行していて、実施のための研修や人材が国、県においても準備ができていない状況であるため、国、県の動向を注視し、適切に対応していく。 新たに浮上した課題として児童発達支援センターとの連携と事業所間での連携による（支援の）質の向上が挙げられる。 令和7年度の一環として、基礎研修を8月の3日、4日で実施予定。複数日程での開催は（参加する）事業所の負担が課題としてあったため、開催日を集約したうえで内容を拡大して実施する方針とした。専門家派遣事業は従前通り困難ケースに取り組むとともに、OJT型として実際に学んだ内容を深く定着させていくための支援に取り組んでいく。
学生に関する検討会（立石委員）	（資料P17～P18） 設立当時から福祉サービスで補うことができないインフォーマルな企画を学生と若手福祉従事者が一緒に取り組んでいるもの。また、企画では障がいのある方に限らずインクルーシブな事業にすることで共生社会の実現を目指している。検討会での取り組みを通じて、学生の皆さんに「福祉の魅力」を伝えられることで、地域づくり部会の報告でも挙げられていた人材の確保につながっていると考えている。 令和6年度から体制を変えて、インクルーシブの観点でスポーツ、ダンス、アートの3つの事業を実施した。 ○スポーツ：障がいのある子、ない子が一緒にスポーツを楽しんだ。 （日本福祉大学スポーツ科学部児玉ゼミの協力） ○ダンス：ダンスに関心を持ちながらも、地域のダンス教室に通うには高いハードルを感じていた子どもがこの企画に参加し、ダンスの楽しさを知り、その後地域のダンス教室に通い始めた。この企画を通じて障がいのある子の社会参画の1歩が進められた。（ダンス教室に通う市内の高校生が指導） ○アート：（学芸大学の学生が指導） 令和6年度は参加学生が事業ごとに限定された状況にあったため、令和7年度は企画する側の学生と、参加して協力してくれる学生の両側を増やしていきたいと考えている。学生の間口を広げていくために、イベント企画の前に「協力学生を増やすための学生を対象とした企画」を検討会として企画、実施していく。 この会の学生は、元々は大学生をイメージしているが、大学生に限らず、地元の高中生や中学生など、自分たちのまちの福祉を支えるという視点を持って、一緒

	に取り組んでいければと考えている。
事業所連絡会 (事務局)	(資料 P 21～ P 22) ・現場職員向け研修を実施 (全 7 回※初任者向け) ・生活介護、居宅介護事業所の課題に対する情報共有と意見交換会を開催 (市内の生活介護 6 事業所、居宅介護 5 事業所が参加) その他は資料に掲載のとおり。 令和 7 年度は昨年度と同様に各種研修会を開催するほか、グループホーム事業所の意見交換会を開催予定。
相談支援連絡会 (事務局)	(資料 P 23～ P 24) 令和 6 年度 (令和 7 年度) ・グループスーパービジョンを毎月実施、同時に他分野との勉強会を同時開催。 ・緊急時災害時対応プランの更新 (随時) ・市内相談支援事業所のモニタリングの検証 令和 7 年度の勉強会の予定 意思決定支援について (上智大学大塚先生) 地域生活支援拠点等・スーパーバイザーについて
◎ 議長 (吉川会長)	① についての委員から質疑なし。 ② について、事務局に説明を求める。
事務局 (半田市障がい者 相談支援センタ ー)	・令和 6 年度相談支援実績 (資料 P 25～ P 35) 資料に基づき説明。 毎月約 30 人程度の新規相談が発生している。 障がい児にかかる相談は入園・入学、ライフステージの変化について、準備を始め る (前年の) 10 月から 11 月に新規が多くなる特徴がある。働く親の増加に伴 い放課後等デイサービスのニーズも増加している一方で、地域の保育園幼稚園 や小中学校に専門職員の巡回を実施して受け入れ態勢の底上げを図っている。 その他相談支援専門員が少しずつではあるが増えている中で初回の同行支援 などの件数も増加している。(基幹相談支援センターとして) 困難ケースの同行 については月約 30 ケースを行っている。
事務局 (地域福 祉課)	・令和 6 年度障がい福祉サービス等実績 (資料 P 36～ P 40) 資料に基づき説明。 ① 訪問系は重度訪問介護の利用増に伴い増加。 ② 日中活動系は生活介護は横ばい、自立訓練は市内に事業所がないこと に加え定期利用の種別ではないため年度ごとの利用者のばらつきが生じている。就 労支援 B 型は純増傾向であるが、今年 10 月に開始予定の就労選択支援によ

	り、就労B型の利用者はこの新たな支援を利用し丁寧なアセスメントの後に選択肢とするのか決めていくことになるため制度開始後はB型の利用にも変化が生じると推測している。 短期入所は介護者の急な入院などの緊急事態への備えのために事前利用を推進している背景もあり、年間利用実人数は増加しているが、利用量は重度の方も受け入れ可能な日中支援型グループホームの新設などもあり減少している。 ③居住系では、日中支援型グループホーム2か所を始め複数の開設があったことから利用人数、量ともに増加した。
事務局（子育て相談課）	・令和6年度障がい福祉サービス等実績（資料P41～P43）資料に基づき説明。 ① 通所サービスは過去の年度と比較してほぼ横ばい。 ・児童発達支援：障がい児の支援の取組みの中で例えば関係機関との連携、保育園等への巡回支援を行い、支援の必要な子どもを発見し、支援につなげるなどサービスにつなげている子どもの割合は増加しているが利用量が横ばいであるのは出生数の急激な低下が要因と考えている。（※医療型は対象児がいないため実績0件。） ・放課後等デイサービスは利用実人数、量ともに増加。未就学児と比較し、出生数の低下の影響が少ないためと捉えている。 ・保育所等訪問支援：支援員が保育園、幼稚園、小学校、中学校（高校も可能）を訪問し、対象児童に適した環境整備の助言を行い、子どもが過ごしやすい環境を整えていくための支援。年度ごとの利用量の増減は、当該事業が対象児ごとに開始の時期が異なるためと考えている。 半田市は大人も子どももプラン率100%（セルフプラン0件）
事務局（地域福祉課）	令和6年度地域生活支援事業実績（資料P44～P48）資料に基づき説明 各市町で事業を設計、実施しているもの。 ・成年後見制度：年度ごとにばらつきがある事業 ・意思疎通支援事業：設置手話通訳者が昨年度1名欠員となり窓口の設置時間が減少した。 ・日常生活用具給付事業：項目ごとで増減はあるが全体としては例年並み。 そのほか、医療的ケアが必要な方の非常時の電源確保のために令和6年度から項目を追加している（R6実績：発電機1件、人工呼吸器用バッテリー0件、ポータブル電源4件） ・移動支援事業：年度ごとにばらつきがあり。 ・地域生活支援センター：順調に利用者数を伸ばしている。

坂入委員

① 相談機関とのつながりとして

半田特別支援学校は小学部、中学部、高等部とあり、地域の中学校（特別支援学級）を卒業して、本校の高等部に入学する生徒が多くいる中で、主に自力通学ができる生徒は義務教育期間中には放課後等デイサービスなど福祉サービスを使う必要に迫られず、積極的に利用しないできている状況。

（そういった子どもたちが）高等部に入学して、卒業後の進路を考えると、一般就労ではなく、福祉的就労の選択となる場合、2年時には実習を行い、ある程度の方向性を決めなくてはならないが、相談員もついていない、福祉とつながっていない状況では、制度を0からの説明となり、実質3年の期間はなく、時間は足りない。そのため、中学校までの間に福祉とつながておく、または福祉サービスを使っていなくても正しい情報を伝えておいてほしい。一般就労であっても、福祉とつながる必要のある子どもが多く、卒業後すぐ一般就労では子どもの負担も大きくなるため、スモールステップで福祉的就労を経て、一般就労に行くのが望ましいと感じる子どもも増えている。まずは福祉とつながっていなければ、進路指導も困難な状況となる。学校という機関の特性上、当然（福祉の）情報提供は行うが何の強制力もなく、あくまで紹介に留まる。紹介しても、保護者が必要性を感じなければ次につながっていかない。進路指導としては毎年その点に苦慮している。

義務教育の方にも強く願います。特別支援学校に入ったら（進路が）何とかなると誤解しないしてほしい。そこに至るまでの12年間、特に地域で過ごす子どもは地域での9年間、さらには未就学時期、幼稚園、保育園の頃からファーストコンタクトのところで、また、その後の義務教育の期間で折に触れて、しっかりと（福祉について）伝えてほしい。しかし、小中学校は一般の教育が主であるため福祉については詳細がわからない。そのため、半田市から小中学校に対する情報提供や福祉と教育現場との顔の見える連携を図るなど取り組んでほしい。本校でも当然生徒に対して行うが、あくまで、（本校に）入学前までに実施しておくべきこと。

② 強度行動障がいについて

重度の知的障がい、自閉スペクトラム症、特に発語がない子どもなどそのリスクが高いと認識している。その症状が改善していかないと、高等部卒業後、またそれ以前の段階でも家庭で過ごすことが難しいため、進路変更やグループホームの入所などが必要となり、地域での生活が難しくなり、家庭での状況が大変になる。これは半田市だけのことでなく、知的障がいのある生徒が通う学校での実情。対象児に特別な支援が必要と気付く、最初のところで保護者に対してペアトレなど、まず環境調整は大前提であるが、子どもの特性や状況に合わせた適切な対処方法や PECS を始めとしたコミュニケーション手段を

坂入委員	幼児期から伝え、一緒に考えていってほしい。就学後に強度行動障がいとなってからの症状改善は難しい。我々は本校を最後の受け皿と考え取り組んでいるが、本校だから何とかなるものではない。その前の段階でもう少しできることがあると感じている。卒業後については、福祉との連携は進んでおり、様々な選択肢もある中で充実してきていると感じているが、就学前のところではどのようにガイダンスがなされ、特に保護者がファーストコンタクトで一番不安な時期にそれを支える仕組みとして整えていってほしい。半田市に限ったことではなく、どの（特別支援）学校でも同様のことが起きているため、理解し、取り組んでほしい。
◎ 議長 （吉川会長）	高校就学前での福祉と学校の連携の必要性、強度行動障がいのある方の早期の支援の必要性に係る意見でした。
学校教育課	教育現場と福祉との連携は課題と捉えており、現在、教育と福祉の連絡会議を開催している。取組みの内容として、半田市社会福祉協議会から学校に対しアンケートを行い（福祉サービスの利用児の有無、サービス未利用だが相談支援機関との関わりが必要と感じられる児童の有無など）その結果から、夏季休業期間に学校と社会福祉協議会で情報交換を行い、支援が必要な子どもの把握を行っている。そのほか、特別支援教育の連携協議会（ふれあい協議会）を年4回開催している。内容は、福祉サービスの概要や療育手帳等の取得に向けての手順など担当課から説明を受け、教員が理解を深めている。取組みは行っているが、実態がどうであるかが重要であるため、理解が深まるようフィードバックの方法などについても検討し継続して取り組んでいく。
子育て相談課長	半田市では令和4年度から機構改革を行い、母子保健と児童発達支援を共に進める子育て相談課を設置した。その中でつくし学園、ふたば園等とも連携しながら出生前からの伴走型支援に取り組んできた。保護者に障がいとその制度の理解、また子どもの将来を見据えた考えを持ってもらえるよう、各種ガイダンスの開催など事業を通して取り組んできており、早期発見、早期支援の重要性についても委員と同様の考えである。引き続き、様々な機会に障がいへの理解促進と早期支援の重要性を啓発していく。
坂入委員	本校としても入学時から卒業後のイメージを持って関係機関と連携を取り、指導してきている。障がいは社会モデルとして捉える必要があり、本人をとりまく環境の中に障壁の原因があることを理解することが大事である。自分の子どもの状態像の原因など親が簡単に理解し個別に考えていけるものではないという前提に立って、一緒にどのように考えていくか。そこに本当の意味での障害者権利条約における Nothing About us without us、があると考えている。その前提で保護者の方、本人とともに、丁寧に考えていく必要がある。私たち（特別支援学校の教

坂入委員	員) もそうやって小学部からの12年間の中で取り組んでいるが、やりきれないところがある。そのため、就学前のところから「接続」という言葉がよく使われるが「接続」ではなく、「重なり」だと考えている、別々のものをつなぐ接点ではなく、いかに「のりしろ」を作っていくか。本校で言えば、小・中・高等部があるので、部間ののりしろをどう作っていくか、そしてなだらかな移行をどうしていくか。就学前のところは私たちには見えないので、行政がそういった視点を持って取り組んでほしい。(市が)アウトリーチを実施していても、その扉が開かれなければ介入が難しいことも承知しているが、共通の課題と認識して取り組んでほしい。
◎ 議長 (吉川会長)	① についてはそのほか意見はなく、終了。 ② 放課後児童クラブの受け入れ体制について、事務局に説明を求める。
事務局(地域福祉課)	資料に基づき説明(資料4※当日配付) 経緯等を説明。 補足：昨年度の取組みの結果 前回の協議会で、市議会での一般質問での問題提起後、クラブが利用を断る場合、市に連絡し、市担当者の同席し対応をとともに検討することをルール化。 ルール化後、利用を断った案件は0件。 その他、断った案件ではないが、配慮の必要な1年生の児童(の保護者)から利用の申し込みがあり、その児童が、放課後児童クラブは週に1回の利用であったこと、また、環境の変化にかなり敏感であったことから(クラブの)費用面に負担と児童の精神的負担に配慮し、利用の時期を学校生活に慣れた頃まで遅らせてはどうかとクラブ側から提案したところ、保護者が利用を断られたと理解し、障がい者相談支援センターに相談した案件が発生。 クラブから担当課が経緯等の報告を受けた。 その結果から、市として特別な配慮等が必要な児童からクラブの見学や利用の相談があった時点でクラブから市に連絡を行うようルールを変更した。
立石委員	回答書の中で大田委員からの意見の市の一括受付に対し、行わないという理解でよいのか。 また、支援を必要とする方からクラブの見学や入所の相談があった場合、利用の可否に関わらず市に連絡することとしているが、実際、相談の段階で支援の必要の有無について申し出がされるかどうかの疑問がある。前回の協議会で議題としたときにも実際の申し込みの前の段階で断られているケースがあると話が出ていた。そのため、そういった場合は市の把握から漏れてしまうのではないのか。

令和7年5月16日
第1回半田市障がい者自立支援協議会

子ども未来部長	委員の指摘のとおり、見学や説明会の時に自身の子どもの障がいがある等の申し出は、保護者からはされないと考えている。 今回、利用申し込みを市の一括受け付けとしない判断は、申込書が説明会や見学の後に提出されるもので、市で一括受付してもその時点では拾いきれず、本来の目的が達成しない。そのため、事前にクラブから連絡を受け、把握し、受け入れられるよう市とクラブで共に考えていくルールとした。
立石委員	市がクラブから連絡を受け、合理的配慮に基づいて受け入れをしていくという認識でよいか。
子ども未来部長	そのとおり。
坂入委員	合理的配慮の言葉の理解について保護者、事業者がそれぞれ正しく理解する必要がある。 「配慮」とあるため配慮する側、される側になってしまうが、正しくは合理的な環境の変更と調整であり、中身は障がい当事者が他者と同じく基本的人権と自由をその活動を保障するために公正な環境の調整と変更である。そこに必要なものが建設的対話である。
子ども未来部長	これまでは入所に関して当事者（保護者）と事業所間で話し合いをしてきたが、事業所ごとに調整への理解も異なり入所の判断においても統一されていなかったため、市が介入することで3者間で建設的対話を通して最適な判断ができると考えている。
金森委員	行政が介入したときに当事者はどのように感じるのか。中立な立場で介入すると説明されても、事業所側と感ずるのではないか。子どもの状態像や経過等も十分理解したうえで対話がなされなければいけない。3者が「子ども」として何が一番重要であるか、という点に着目した対話、さらには専門的知見から意見も必要なるため、相談支援専門員なども関わる必要があると考える。
◎ 議長 (吉川会長)	議事修了。 進行を事務局へ戻す。
司会 (地域福祉課長)	6. その他 として、次回の自立支援協議会の日程等確認 日時： 令和8年2月4日（水）10時～ 場所： 半田市役所4階大会議室 7. 閉会宣言